

**ふれあい福祉相談**

場所 ふくしの駅 (中央 3-13-5)

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯	
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00	
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)			
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00	
◇不動産相談	毎月第3水曜		
◎障害児者相談	毎月第3木曜		
保険・年金相談	毎月第4水曜		
◎女性相談	毎月第4金曜		
*法律相談	毎月第2金曜		10:00～16:00

◇4・6・9・11月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

\*法律相談は予約制。月初めから受付。

無料ででの相談は一人1回です。

**行政相談**

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二

(忠海中町) ☎ 26-0607

**地域包括支援センター**

相談内容	曜日	時間
高齢者 総合相談	月～金	8:30～17:30 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族 相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅 (中央 3-13-5)

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

**いのちのホットライン竹原**

場所 たけはらふれあい館

(中央二丁目 4-3) 9時～18時

※3/24(日)は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

**出張年金相談日**

日時 3月13日(水) 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

**特設登記・人権相談所**

日時 3月21日(木) 10時～12時、13時～15時

場所 人権センター

問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎ 082-423-7707

**ATMで還付金は受け取れません!**

市役所職員または社会保険事務局職員を名乗る人から「保険料を払い過ぎています」という電話があり、ATMへ誘導し、還付手続きと見せかけて、他人の口座に振り込ませる「還付金等詐欺」が発生しています。

「携帯電話を持ってATMへ行ってください」という電話は詐欺です。被害に遭わないために、家族や市役所、警察に電話をして確認しましょう。

問い合わせ まちづくり推進課生活環境係 ☎ 22-7734

竹原警察署 ☎ 22-0110

**3月は自殺対策強化月間です**

「自殺」は、様々な悩みにより、心理的に追い込まれた「死」です。あなたの周りに、悩みや問題を抱えてつらい思いをしている人はいませんか?それぞれの手と手をつなぎ合い、大切な命を支え合っていきましょう。

悩み・相談などは、いのちのホットライン竹原(☎ 22-9102)へ。

問い合わせ 保健センター

☎ 22-7157

**消費生活相談室便り**

～学生に広がるマルチ商法的勧誘に注意!～

**相談内容**

大学のサークルの友人に「入れば人脈が広げられる組織がある」と誘われ、組織の人と会った。「加入して仲間を増やせば将来につながる」とのアピールに興味を持ったが、加入の条件として約50万円の資産運用ソフトの購入が必要とのことだった。

お金がないので一旦は断ったものの、消費者金融での借り入れ方法を教えられ、年齢や職業を偽り借金して支払った。人を紹介すると紹介料も入ると言うが、別の友人に怪しい組織ではないかと指摘を受け、悩んでいる。

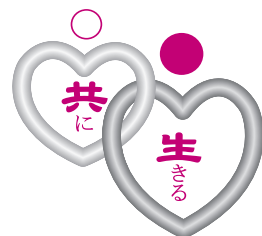
**アドバイス**

就職難などに悩む学生に対し「人脈が広がる」「もうかる」などといって資産運用ソフトやビジネス講座などの契約を結ばせるトラブルに関する相談が寄せられています。他人に紹介し、商品購入につながれば紹介料が得られるといったマルチ商法的手法が特徴です。

しかし、このような勧誘方法が、時に人間関係を壊してしまうことがあり、また安易な借金も多重債務へとつながる恐れがあります。友人からの誘いであっても必要のない場合はきっぱりと断りましょう。

相談窓口 おかしいな、困ったなと思ったら、

消費生活相談室にご相談ください。☎ 22-6965



## ユニバーサル デザインと 学校の授業

### バリアフリーと ユニバーサルデザイン

「バリアフリー」という言葉を聞いたことのある人は多いと思います。

「バリアフリー」とは、高齢者や障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを『取り除く』という考えです。建物の段差の解消、点字ブロックや使いやすいスペースのあるトイレの設置など、私達の身近な施設や設備には、高齢者や障害者に配慮した様々なバリアの解消が見られるようになりました。

「バリアフリー」に対して「ユニバーサルデザイン」とは、この考え方を一歩進めて、『はじめから』年齢や性別、障害の有無、国籍、言語等のちがいに関係なく、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいバリアのない建物や製品をつくったり、情報やサービスを提供したりする考え方です。

「ユニバーサルデザイン」には、次の七つの原則があります。

- ① だれもが公平に使えること
- ② 使う上で自由度が高いこと
- ③ 使い方が簡単で分かりやすいこと
- ④ 必要な情報が分かりやすいこと
- ⑤ 使い方を間違っても危険に繋がらないこと
- ⑥ 身体への負担が少ないこと
- ⑦ 利用しやすい十分な大きさ  
と空間であること

私達の身の周りにも、この考え  
方による様々な設備、道具などが  
あります。

例えば、

- ・エレベーターの中の鏡は乗った人が振り返らずに後ろの安全確認ができる。
  - ・シャンプーボトルにあるデコボコで洗髪中でもリンスと取り違わない。
  - ・ペットボトルのラベルにミシン目があることでラベルがはがしやすくなっている。
- など、ユニバーサルデザインは、すべての人が利用しやすいよう、工夫されています。

### 学校の授業に取り入れる

ユニバーサルデザインの考えを学校の授業に取り入れるとはどういうことなのでしょう。

子ども達は、一人ひとり性格が違います。例えば、先生の指示を一度聞いて理解する子どももいれば、多くの内容に混乱する子どももいます。

そこで、指導者は、

「一つ目はくします。二つ目はくします。・・・」

というように、順序立ててわかりやすく指示を出したり、絵や図を用いて説明したりします。

また、子ども達は、集中して授業に取り組める時であれば、周りのことが気にならずに集中できない時もあります。そのような時は、学習に関係のない掲示物を黒板の近くから取り除くなどの工夫を考えます。

これらの工夫は、援助が必要な子ども達に対して効果的であるとともに、すべての子ども達の個性を大切にしたい支援でもあります。

子ども達にとって、より分かりやすい授業を行うために、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた新しい授業のスタイルが広がっています。

### 男女共同参画ってなあに？

「ワーク・ライフ・バランス」とは、仕事・家庭・地域活動などの様々な活動を、自ら希望するバランスで展開できる状態のことです。その実現には、職場での働き方の見直しや、子育て・介護に関する支援体制の整備、家庭においては、家事や育児等の負担が偏らないよう家族の協力が必要です。誰もが意欲と能力を生かし、生き生きとした生活を送るため、まずは、家庭や職場、地域の中で、できることから始めてみませんか。

#### 問い合わせ

たけはら男女共同参画社会づくり実行委員会  
(人権推進室内) ☎ 22-3726



### 「法テラスの日」 県内一斉無料法律相談会

弁護士による無料法律相談会を行います。  
日時 4月13日(土) 13時～16時  
場所 ふくしの駅  
定員 6人(先着順・完全予約制)  
相談時間 1人30分  
予約開始日 4月1日(月)  
予約・問い合わせ  
法テラス広島 ☎ 050-3383-5485  
※平日9時～17時受付